

令和3年1月期和泊町農業委員会定例総会議事録

1. 開催場所 和泊町役場 結いホール

2. 出席委員（14人）

委員	1番	平田	春夫
委員	2番	大福	富一
委員	3番	伊地知	幸弥
委員	4番	三島	武己
委員	5番	今井	博美
委員	6番	盛田	照江
委員	7番	久富	康之介
委員	8番	山田	定美
委員	9番	玉野	政仁
委員	10番	谷山	健一郎
委員	11番	徳永	孝男
委員	12番	村山	俊夫
委員	13番	川畑	善美(会長代理)
会長	14番	野村	栄治
推進委員		川間	哲志

3. 議事日程

(1) 議事録署名委員の指名

(2) 議案第51号 農地法第5条の規定による許可について

議案第52号 農用地利用集積計画(和泊町)の作成について

議案第53号 農用地利用集積計画(農地中間管理機構)の作成について

議案第54号 農地のあつ旋申出の受理及びあつ旋委員の選任について

4. 報告

① 合意解約に関する報告

5. その他

次期総会について

令和3年2月22日(月)午前9時から 和泊町役場 結いホール

議案提出締切日：2月15日(月)午後5時まで

現地確認調査日：2月16日(火)午後2時から

議案発送日：2月18日(木)

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 先山 照子 事務局次長 西村 雄次

事務局主査 大坪 忠仁 任用職員 久富 ひとみ

9:00～
事務局

皆さん、おはようございます。ただ今より令和3年1月期和泊町農業委員会定例総会を開会いたします。本日の出席人数ですが、14名で定足数に達し

	ておりますので本日の総会は成立します。それでは、会長からのあいさつをお願いします。
会 長	皆さん、おはようございます。先月から今月にかけてコロナ禍ということもありまして、会長として出席した会議等はありませんでした。以上です。
事務局	それでは、和泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、会長にお願いしたいと思います。会長、議事の進行をお願いします。
議 長	では、まず議事録署名委員の指名を致します。川畑委員、平田委員と私、野村を指名致します。よろしいでしょうか。 (異議なしの声) それでは、議案第51号 農地法第5条第1項の規定による許可について農地法第5条第1項の規定による許可申請書を受理したので、次のとおり審議を求めます。事務局、お願いします。
事務局	はい、それでは、転用の5条申請が2件上がっています。説明します。整理番号1 土地の所在が和字城原〇〇 普通畑 2,498.08㎡ 貸人が和泊〇〇番地の〇〇氏、受人が和〇〇番地の有限会社〇〇、転用目的が建設資材置場で権利の種類が使用貸借権です。意見書の説明をします。申請地は農用地区域外になりますが、10ha以上の農地の広がりがありますので、第一種農地と判断されます。検討事項としまして、申請地の東側の隣接地から集落が始まっているため「集落接続施設」に該当します。資力については、自社の労働力及び自社の資材提供により必要経費を抽出する為、費用が0円となります。信用につきましては、事業計画の内容から判断しても実現確実と認められます。計画面積の妥当性なのですが、現場事務所、重機、建築用足場、建築用砂、建築用型枠、建築用バラス等を事業計画書の数量の置き場として申請面積は妥当であると思われます。総合意見としましては、許可相当であると認められます。農用地区域内農地ではないのですが、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取が必要となりますので、許可はその後となります。 次に、整理番号2 土地の所在が、畦布字芋窪〇〇 普通畑 646㎡ 譲渡人が和泊〇〇番地の〇〇氏で、譲受人が畦布〇〇番地の〇〇氏です。権利の種類が、所有権の移転を伴います。転用の目的としましては、一般住宅・駐車場です。この申請地は、農用地区域内でしたが、11月の総会で審議済みです。周辺は宅地に囲まれていまして「集落接続施設」に該当します。ここで、一つ問題となるのが、面積になります。一般住宅の場合は、500㎡未満という事になっていますが、この申請地は、北側の隣接地との高低差があり、2mのセットバックが必要となりますので申請面積でも妥当であると思われます。こちらの申請も、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取が必要となり

	ますので，許可はその後になります。以上です。
議 長	整理番号1から，補足説明をお願いします。
大福委員	はい，申請地の一部で自家用の野菜を栽培していきまして，あまりいい作物ができていない感じではないので，このままでいくと遊休農地になってしまいそうでした。転用して土地の有効利用をするという点では，特に問題はないと思われまます。以上です。
議 長	質問等は，ありませんか。 (なしの声) それでは，整理番号2について，補足説明はありませんか。
三島委員	特に問題は，ありません。
議 長	質問等は，ありませんか。 (なしの声) 2件一括で採決します。承認される方は挙手をお願いします。 (全委員 挙手) 全委員賛成ということで許可します。それでは，議案第52号 農用地利用集積計画(和泊町)の作成について 農業経営基盤強化促進法第18条の農用地利用集積計画を作成したので，次のとおり審議を求めます。事務局，お願いします。
事務局	はい，今回の申請件数が6件です。6件とも相対の賃貸借契約です。以上の契約は，農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。審議をお願いします。
議 長	何か質問はないですか。 (なしの声) 無いようですので，一括で採決します。全て承認される方は挙手をお願いします。 (全委員 挙手) 全委員賛成ということで許可します。次，議案第53号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の規定による農地利用配分計画(案)の作成に関する諮問について 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の規定により，和泊町から農用地利用配分計画(案)について諮問があったので，答申したく次のとおり審議を求めます。事務局，お願いします。
事務局	はい，14件の申請が上がってきています。使用貸借が12件，賃貸借が2件

	になります。14件全て西原字地域集積事業の追加分です。審議の程，よろしくをお願いします。
議長	議案第53号の文面ですが，これまで，この様な文面の審議はしてこなかったと思うのですが，事務局，どういうことですか。
事務局	ご説明いたします。一昨年までは，中間管理機構を通した契約につきましては，所有者から公社へ貸し出す際の契約は，農業委員会で審議して町が広告して契約の成立となっていました。公社から耕作者への貸付は，公社が県に申請を挙げて県が広告して契約の成立となっていました。一つの契約に対して町と県と二つで広告してからの契約となっていたので契約するのに2ヶ月かかっていましたが，昨年から一括方式になりましたので，所有者と公社の契約，公社と耕作者との契約の両方とも，農業委員会の方で審議し町が広告できるようになりました。農業委員会で審議した契約を公社が県に協議を求めるだけになりました。という事で，契約成立までこれまでより2週間ほど短くなりました。だいぶ分かりにくい説明になりましたがこういう事です。
村山委員	契約が簡単になったという事ですか。
事務局	配分計画によらない一括方式になったという事です。公社はこれまでも借り手の決まっていない農地は借り上げていなかったもので，今までしていたこととすることは変わりません。
議長	理解，できましたか。それでは，採決に移ります。1番から14番まで承認される方は，挙手をお願いします。 (全委員 挙手) 全委員賛成ということで許可します。では，次，議案第54号 農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任について 農地移動適正化あっせん事業実施要領第9に基づくあっせん申出があったので，別紙のとおり提出する。併せてあっせん委員の選任を求める。事務局，お願いします。
事務局	はい，売りのあっせんが1件と買いのあっせんが1件出ています。先ず，売りのあっせんから，土地の所在が，玉城字朝間〇〇 普通畑 1,096㎡ 他4筆 合計面積7,780㎡ 兵庫県に在住の〇〇氏から希望価格は相場をお願いしますとのことでした。この売りのあっせんは，昨年の2月の総会に上がっていましたが所有者がお亡くなりになったので相続後，新たにあっせんの申し出がありました。次，買いのあっせんです。土地の所在が，西原字フリ川〇〇 普通畑 2,796㎡ 他2筆 合計面積5,329㎡ 西原〇〇番地の〇〇氏より，希望価格は相場をお願いしますとのことでした。あっせん名簿への登録はされています。この〇〇氏は平成27年11月に認定農業者となっていて

	昨年認定が切れ，両町で耕作しているので広域認定の申請を提出して県の方で受けています。以上です。
議長	売りのあっせんですが，前回と同じでいいのではないのでしょうか。玉野委員どうですか。
玉野委員	いいと思います。
議長	それでは，希望価格が〇〇万円～〇〇万円がいいですね。あっせん委員は，玉野委員と谷山委員をお願いします。次，買いのあっせんですが，現在の耕作者は誰ですか，久富委員。
久富委員	〇〇氏が耕作しています。
議長	相場はいくらぐらいですか。
久富委員	畑かんが付いているので〇〇万円～〇〇万円くらいです。
川畑委員	西原〇〇は，上畑なのでもう少し高くてもいいのではないですか。
久富委員	この畑は，奥の方は耕作できないのでこの価格になりました。
議長	それでは，あっせん委員を，久富委員と川畑委員で，あっせん価格を〇〇万円～〇〇万円と大きく幅を持たせますので，話し合いをしっかりとってください。次に，合意解約の報告を事務局お願いします。
事務局	はい，合意解約の報告をします。整理番号1，2，5，6は，上手々知名の地域集積のための解約になります。整理番号3は，売買のため，整理番号4は，西原字の地域集積のための解約になります。以上です。
議長	それでは，次期総会は，2月22日月曜日午前9時から，この会場です。議案の締め切りが2月15日ですので議案提出の遅れがないように，ご協力をお願いします。現地確認が，16日火曜日午後2時から。以上を持ちまして本日の総会を終わります。お疲れ様でした。

上記のとおり相違ないことを確認し署名する。

令和3年1月22日

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____